

集団指導アンケート解説

Q7

虐待の防止のための措置に関して事業所として対応すべき事項は以下の事項でよいか

○か×を選択してください。

- ・虐待防止のための対策を検討する委員会として虐待防止委員会を設置するとともに、委員会での検討結果を従業員へ周知徹底する
- ・従業員への研修実施
- ・虐待の防止等のための責任者の設置

選択肢

-
- ×

正解

○

虐待防止のための措置はこれら全てを行い、運営規定にも虐待の措置について記載すること

Q8

身体拘束の適正化について以下の事項で減算となるかどうかを選択してください。

- ・身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由そのほか必要な事項を記録すること。
- ・身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的を開催すること。
- ・身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- ・従業員に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

選択肢

減算になる

減算にならない

正解

減算になる

身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的
に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底
を図ること。

これが正しい文書であり，委員会を開催するだけでなくその
い結果についての周知まで行わなくてはならない。よって問
題の正解は減算になる。

Q9

感染症や災害への対応力強化について下記の事項が正しい
かどうか○か×を選択してください。

感染症の発生及びまん延の防止等に関する取組の義務化及び
業務継続に向けた計画等の策定，研修・訓練等の義務化につい
て運営規定を令和5年3月31日までに変更しなくてはなら
なかった。

選択肢

○

×

正解

×

感染症や災害への対応力の強化【令和6年4月1日より義務
化】

1. 感染症の発生及びまん延の防止等に関する取組の義務化
全ての障害福祉サービス等事業者を対象に、運営基準におい
て委員会の開催、指針の整備、研修の実施、訓練の実施を令和
5年度までの経過措置（準備期間）を経たのち、令和6年4月
1日より義務付ける。

2. 業務継続に向けた計画等の策定や研修・訓練等の実施の義務化

全ての障害福祉サービス等事業者を対象に、運営基準において業務継続に向けた計画（BCP）の策定や研修の実施、訓練の実施等を令和5年度までの経過措置（準備期間）を経たのち、令和6年4月1日より義務付ける。

3. その他、通所系、施設系、居住系サービス事業者においては、運営基準において訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

上記の記載のとおり 令和6年4月1日が正しいため正解は×となる。